

昭和六十一年五月二十二日提出
質問 第二六号

「日米防衛協力のための指針」に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年五月二十二日

提出者 矢山有作

衆議院議長 坂田道太殿

「日米防衛協力のための指針」に関する再質問主意書

先に私が提出した「日米防衛協力のための指針」に関する質問（質問第一三号。以下「質問」と言う。）に対する答弁が不十分なので、再度、以下のとおり質問する。

一 質問一の5に対する答弁に言う「事柄の性質」とは、「いかなる」事柄の、「どのような」性質を指すのか。

二 質問一の7に対する答弁に言う「これらの研究の性格等」とは、具体的にはどのような性格か。また、「性格等」の「等」には何が含まれるのか。

三 質問三の7及び8に対する答弁に言う「事柄の性質」とは、「いかなる」事柄の、「どのような」性質を指すのか。

四 質問五の3に対する答弁に言う「共同作戦計画についての研究」と、自衛隊が毎年度作成して

いる各防衛計画とはどういう関係に置かれるのか。

五 質問五の10で指摘した「共通の実施要領」で、今日存在しているものはないのか。あるかないかを明確に答弁していただきたい。

六 質問五の14に対する答弁はACP、ATPについて、「昭和三十四年から各自衛隊において使用することが承認されている」としているが、

(1) これは、昭和三十四年から陸、空自衛隊でも使用してきた、という意味か。

(2) この「承認」は、何年何月何日に、誰が、どのような形式で行ったのか。

七 質問五の15に対する答弁に言う「事柄の性質」とは、「いかなる」事柄の、「どのような」性質を指すのか。

八 質問五の16で指摘したACP、ATPは、「共通の実施要領」に当たらないのか。

九 質問五の19で指摘した「作戦規定」は、「実施要領」に当たらないのか。

十 質問六の 3、十五の 3 及び二十三の 9 に対する答弁は、それぞれ防衛庁設置法第六条の何号か。

十一 質問七の 7 で指摘している「共同の計画作業」とは何か。

十二 質問七の 13 で指摘した「緊急取得要領」で、今日存在しているものはないのか。あるかないかを明確に答弁していただきたい。

十三 質問七の 17 は、「研究」ではなく「調整」に関連して取極が結ばれたことがないかどうかをお尋ねしているものである。

十四 質問八の 15 で指摘した「プレプコン」とは何か。またそれは何段階に区分されているか。

十五 質問八の 16 で指摘した「警戒態勢」「防空態勢」とはそれぞれ何か。またそれは各々、何段階に区分されているか。

十六 質問八の 17 で指摘した「共通の基準」で、今日存在しているものはないのか。あるかないか

を明確に答弁していただきたい。

十七 質問十三の 5 に対する答弁に言う「状況によつて異なる」とは、外国から他の外国へ航行する船舶を海上自衛隊が保護することも、「状況によつて」はあり得る、ということか。

十八 質問十三の 6 に対する答弁は、海上自衛隊が米海軍の海上交通を保護することも、「状況によつて」はあり得る、ということか。

十九 質問十三の 13 に対する答弁は、海上自衛隊が米海軍の空母を保護することも、「状況によつて」はあり得る、ということか。

二十 質問十四 7 及び 8 に対する答弁に言う「我が国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内」には、「相手国土への爆撃」及び「相手国土への偵察」は含まれるか。

二十一 質問十四の 9 に対する答弁は、航空自衛隊が米軍の兵員を輸送することも、「状況によつて」はあり得る、ということか。

二十二 質問十六の10で指摘した「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」で、今日存在しているものはないのか。あるかないかを明確に答弁していただきたい。

二十三 質問十六の13に対する答弁に言う「松前・バーンズ取極」は、「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」には当たらないのか。

二十四 質問十八の1に対する答弁に言う「我が国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内」には、諜報、謀略、破壊活動は含まれるか。

二十五 質問十九の1に対する答弁に言う、今日、「現に存在する国内法令」のうち、自衛隊と米軍が後方支援活動を協力して実施するうえで準拠となるものとしては何があるか。すべてを明らかにされたい。

二十六 質問二十二の6に対する答弁は、防衛庁設置法第六条の何号か。

二十七 質問二十四の7に対する答弁に言う、今日、「現に存在する日米間の取極」のうち、極東

有事の際に日本が米軍に対して行う便宜供与の準拠となるものとしては、何があるか。日米相互防衛援助協定以外のすべてのものを明らかにされたい。

二十八 質問二十四の 9 に対する答弁に言う、今日、「現に存在する国内法令」のうち、極東有事の際に日本が米軍に対して行う便宜供与の準拠となるものとしては何があるか。すべてを明らかにされたい。

二十九 質問二十四の 12 に対する答弁に言う、「不公表とする旨」の「合意」は何年何月何日に、誰と誰の間で行われたのか。

右質問する。